

## 吏員の廃止に伴う人事発令に関する訓令

(平成19年3月28日香川県警察本部訓令第8号)

吏員の廃止に伴う人事発令に関する訓令を次のように定める。

### 吏員の廃止に伴う人事発令に関する訓令

- 1 平成19年3月31日において香川県警察本部長から事務吏員又は技術吏員に任命されていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）第6条第1項に規定する人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）を別に発せられない限り、同日付けをもって香川県警察本部長から香川県職員に任命されたものとする。
- 2 平成19年3月31日において事務吏員又は技術吏員としてこれらのものをもって充てられる職に命ぜられていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって当該職に命ぜられたものとする。
- 3 平成19年3月31日において事務吏員又は技術吏員として香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）での勤務を命ぜられていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって当該所属での勤務を命ぜられたものとする。
- 4 平成19年3月31日において職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表又は同項第3号の研究職給料表に定める職務の級及び号級に決定されていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって同一の給料表の同一の職務の級及び号級に決定されたものとする。この場合において、同年3月31日において職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料が支給されていた職員は、同日における当該給料の額と同一の額を職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第6項から第8項までの規定による給料として支給されるものとする。
- 5 平成19年3月31日において香川県警察本部長から併せて事務吏員又は技術吏員に任命されていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって香川県警察本部長から併せて香川県職員に任命されたものとする。
- 6 平成19年3月31日において技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）第2条に規定する給料表の適用を受ける職員又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第3項の適用を受ける職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって香川県警察本部長から香川県職員に任命されたものとする。

- 7 平成19年3月31日において前項に規定する職員は、命ぜられていた職又は勤務する所属について、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって当該職又は当該所属での勤務を命ぜられたものとする。
- 8 平成19年3月31日において技能職員の給与に関する規則第2条に規定する給料表に定める職務の級及び号級又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第3項に規定する職務の級及び給料月額に決定されていた職員は、同年4月1日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付けをもって同一の職務の級及び号級又は職務の級及び給料月額に決定されたものとする。この場合において、同年3月31日において技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第2項又は第3項の規定による給料が支給されていた職員は、同日における当該給料の額と同一の額を技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第2項又は第3項の規定による給料として支給されるものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。